

「環境影響評価」の制度化

石川 俊 夫

従来、地域開発や公共事業がその経済的効果や社会的利便性のみを追求するあまり、その実施の結果として各地に公害の発生や自然の破壊をもたらした事例は少なくないことは、何人も知るところである。

外国では、米国において一九六九年、「国家環境政策法」が実施されて、環境の保全に留意されはじめた。わが国が環境保全を考慮し「各種公共事業に係わる環境保全上の対策」を閣議に上程したのは一九七二年で、翌年「瀬戸内海環境保全臨時措置」が国会に提議されている。これより一般の開発、公共事業に対する事前の環境影響評価(アセスメント)の重要性が注目され、それを制度化せんとする方向に進んで来た。一九七四年、中央公害対策審議会防止計画部会環境影響評価小委員会によって「環境影響評価の運用上の指針について」という中間報告書が公表され、さらに一九七五年十二月二十三日、同部会環境影響評価制度専門委員会によって、「環境影響評価制度のあり方について」の見解が発表された。この検討のまとめの結果、環境影響評価の手続きの概要は次のような順序でおこなわれることが考えられている。まず



た段階においておこなわれる。環境庁長官の意見は、技術的専門機関の意見を聴取した科学的知見でなければならぬ。環境影響評価書を修正の場合、それに対する他からの意見書も添付し、その意見に対する対策を考慮したものである必要がある。計画・事業の実施は最終環境影響評価書が公示され、縦覧された後でなければならぬ。

開発、計画事業の主体が自らその計画、事業によって惹起される影響を予測し、その評価書を作って公表する。一般公衆はこれを縦覧でき、関係地域では説明会をおこなわれることも考えられる。環境影響評価書に対する地域住民、あるいは公聴会公述人の意見、さらに環境庁長官や地方公共団体長の意見が提起される。その意見によって最初の環境影響評価書には修正、変更が要求され、最終環境影響評価書が再び一般公衆の縦覧に供せられるしくみが考えられている。この計画事業が国の許認可などに係わるものであれば国が公表し、意見聴取をおこなう必要がある。

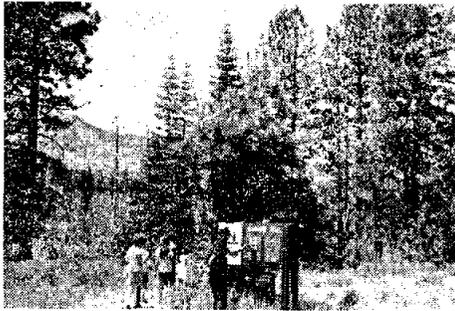
対象事業は環境に著しい影響をおよぼす開発行為、あるいはそれらの複合した大規模開発の計画である。評価対象は開発行為によって惹起される公害や自然環境の破壊など、いわゆる環境汚染であり環境保全水準を必要とされる環境質の水準においている。

また時期として、環境影響評価実施は開発行為の目的、位置、規模が特定された段階においておこなわれる。環境庁長官の意見は、技術的専門機関の意見を聴取した科学的知見でなければならぬ。環境影響評価書を修正の場合、それに対する他からの意見書も添付し、その意見に対する対策を考慮したものである必要がある。計画・事業の実施は最終環境影響評価書が公示され、縦覧された後でなければならぬ。

北海道は他の都府県に先んじ一九七五年九月十一日、自然環境保全審議会と公害対策審議会の合同の環境影響評価制度化小委員会を発足せしめ、四回にわたり調査審議し十一月五日「環境影響評価の制度化について」報告書を発表した。これは制度化に当たって特に重要な九項目、(1)環境影響評価制度の必要性。(2)環境影響評価制度の仕組み。(3)環境影響評価における「環境」及び「評価項目」。(4)環境影響評価制度における環境保全水準。(5)環境影響評価制度の対象事業。(6)環境影響評価の実施主体。(7)環境影響評価の実施時期。(8)専門的機関の設置。(9)体制の整備。

について検討したものである。

「環境」は「人間生活に係わり合いのある全ての環境」として捉えるべきであるが、社会的環境については科学的、客観的に環境影響評価をおこなうことがきわめて難しいので当面、大気、水、土壌、岩石および生物、ならびにこれらが一体となって構成する環境、いわゆる自然的環境に限定せざるを得ない。しかし将来



自然探勝路入口  
(無料解説パンフレットを利用できる)  
一タホ湖園有林一

## 自然公園の入園料問題について(発言)

佐 浩 三

評価の手法開発によっては、社会的環境を含めて評価をおこなうことに努力する必要がある。主な評価項目としては大気汚染、水質汚濁、水量、水温、水色、水底質などの変化、地下水採取による地盤沈下、土塵汚染、騒音、振動、悪臭、さらに地形、地質、動植物の学術的価値や自然景観などの変化を含んでいる。

また、環境影響評価の対象事業としてはその種類、規模の如何にかかわらず、それが実施されることによって環境に著しい影響を与えるものであり、たとえば工業基地、空港、港湾、鉄道、道路、ダム(発電以外)、電源開発基地、その他の建設行為が考えられるであろう。

また、特定開発事業をおこなう者が、環境影響評価書をつくって知事に提出する。この内容が公衆の縦覧に供され、関係市町村に通告される。この案に対する地域住民、公聴会公述人、関係市町村、道環境保全関係者(学識経験者)によって構成された環境影響評価審議会などが考慮される)の意見が知事に提出され、知事は、これらにより審議意見書を公表する。これによって特定開発事業者は最初の案の修正、変更をおこなわなければならない。

また、この修正評価書は、知事により再び審査された後、告示される。国、市町村、公園が特定開発事業者たる場合も同様な順序で審査がおこなわれるが、道が事業者である場合は道自体が地域住民、関係市町村の意見を聴取し、修正をおこなう必要がある。また、環境影響評価のために道自体その研究体制を整備し、技術者養成を心がける方向に進んでいる。(会長)

私はアメリカの国立公園の入園料の状況、日本の自然公園入園料問題が発想された背景、の二つの点について若干の話題を提供したい。

### I アメリカの国立公園の入園料

私は一九七三年夏にアメリカの一部の国立公園などを馳け足で視察してきた。アメリカの国立公園では、公園入口に有料道路のゲートのようなものがあり、料金を徴収しているところが多い。そこで、車一台につき一ドルの入園料を支払う。車は乗用車よりキャンピングカーのほうが多いが、キャンピングカーは数人の家族が乗っていても一ドルである。バ

スの場合は乗客一人五〇セント。六二才以上の老人には無料パスが発行され、また一般の人も一〇ドル払えば、全国共通の年間フリーパスがもらえる。外国人旅行者は無料。入園料を払った車は、ステッカーが張られる。

入園料をとっているのは国立公園だけではなく、内務省国立公園局が所管する国家保存物、歴史公園などの一部でも徴収される。入園料をとる根拠は、「一九六五年に成立した『土地及水面保全基金法』(Land and Water Conservation Act)である。この法律は

- ① 国立公園等の入園料
- ② 国有余剰不動産の処分純益
- ③ モーターボート燃料に対する国税の財源は、すべて自然保護のために使うことを定めている。そして国立公園などの入園料を徴収できる地域は
- ④ 料金を徴収する旨、指定し、告示すること。
- ⑤ 国有地であること

- ③ 国費によるレクリエーション施設があり、レクリエーションサービスマン(レンジャー)の配置などがあること
- ④ 風景が良いこと。または科学的、歴史的価値があること
- ⑤ 管理上、経済上、入園料徴収が可能なこと

の五つの条件が満たされていなければならないことになっている。アラスカのマッキンレー山国立公園は第一級の素質をもっているが、訪問者数が少ないためか入園料をとっていない。アメリカ西部のオリンピック国立公園は主要部の道路に通過交通があるためかとっていない。レーニア山、クレイター湖ラッセン火山、ヨセミテなどの各国立公園では入園料をとっている。

一九七二年の実績は、入園料、モーターボート燃料税などを合計して、三億ドル(約九〇〇億円)の収入があった。そして、この三億ドルは法で定められた割合により、六〇%が州に対する補助金、

残りの四〇%が国庫に入った(内務省国立公園局、野生動物及釣魚保護局、林野庁へ配分)。これらの使途は州、国、いずれの場合も自然保護のための土地の公有化、またはレクリエーション地域の整備のために使われなければならないことになっている。

なお、アメリカ内務省国立公園局の一九七二年度予算は、やはり三億ドルであり、前述の四〇%(一億二千万ドル)のうち七千万ドルが、土地及水面保全基金からの配分、残りの二億三千万ドルが一般会計からの投入である。

アメリカの国立公園の施設は良く整備されており、大勢のレンジャーがいて、きめの細かいサービスをしている。ヨセミテ国立公園には、夏期アルバイトを含めると二千名ものレンジャーがいる。彼らはさっぱりした制服を着て、ビジターセンター(小博物館)、展望台、探勝歩道などで訪問者の案内、指導をおこなう。また裏方の道路整備、森林火災予防などにも従事している。私の実感としては、アメリカの国立公園では一ドルの入園料を支払っても、それにふさわしい、あるいはそれ以上の行政サービスがおこなわれている、との印象だった。

## II 日本の自然公園の入園料問題

環境庁では四十八年五月に自然環境保全審議会に対し、「自然環境保全のための基本的方策はいかにあるべきか」の課題を諮問し、現在継続審議がおこなわれている。この中では、自然保護の長期に

ジョンの確立など基本的方策について多面的な審議がなされているが、その一つに「自然保護のための費用負担問題」があり、小委員会で専門的に検討がつづけられている。

五十一年一月、この小委員会から中間報告が発表され、新聞などにも報道された。その中間報告で提起された問題の要点は、次のとおりである。

①私権者の受忍の限度と損失補償の明確化

自然公園などの中には私有地がある。これらの所有者は、森林伐採制限、工作物新築規制などを受けるが、公共の福祉の観点から、ある程度の制約はやむを得ない。しかし、どの程度までが受忍の限度なのか、またどの程度以上は損失補償の対象となるのか、できるだけ明確にするよう努力する必要がある。

②私有地の買上げ措置

現行制度で、自然公園の特に重要な部分は公有化することができるが、この対象を鳥獣保護区などにも拡大すべきである。しかし、自然公園の第三種特別地域などにまで拡大することは現実的ではない。

③契約手法の採用

私有地の買上げに一定の限界がある中で、土地所有者から一種の借地をするような「風致地益権」の設定などの制度も検討すべきである。

④公園専用地区の設定

国立公園の核心部分などでは、アメリカの国立公園を小型にしたような公園専

用地区を設け、入園料をとるとともにきめの細かい管理、レンジャーによる自然解説などのサービスをおこなえるよう検討すべきである。

⑤地方公共団体等の負担

過疎地域などでは地方公共団体が地域振興のために観光開発や道路開削を望むことが多いが、自然保護の観点からそれが適当でない場合は、別な地域振興のための行財政施策がとられるべきである。

また、地方公共団体は住民以外の観光客などのためにゴミ・し尿処理、監視指導などの余計な財政負担を強いられるが、これに対する負担軽減措置を考える必要がある。

⑥受益者負担

自然保護のための費用については、広範な国民の協力と相応の負担が必要である。受益者負担問題は、次のように分け

て考えられる。

⑦ 国民の一般的受益 一般の税金の中から自然保護の費用をまかなうもので最近では若干は増額されているが、まだ不十分である。また入湯税のような日税の制度も考えられる。

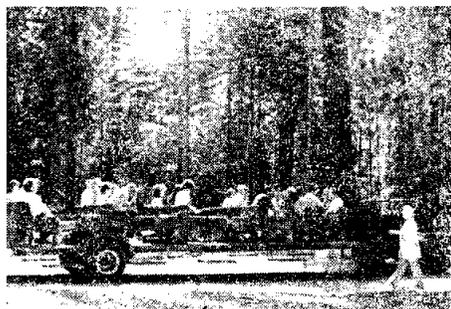
⑧ ナショナルトラスト 英国のナショナルトラストのように、自然を愛する個人及び団体の自主的負担と協力を得られる仕組みについて考える必要がある。

⑨ 営業者負担 自然公園などの中で営業するホテル、売店、交通業者、あるいは景観地のゴミの大部分を占めるレンタカーなどには、自然保護のため応分の負担をさせる方法を検討すべきである。

⑩ 利用者負担 自然公園などの利用はいつでも、どこでもまったく自由、かつ無料という思想は修正をせまられている。国民のコンセンサスが得られる範囲内で、利用者負担と協力を求められるよう検討すべきである。

以上が中間報告で提起された問題の概要であり、自然環境保全審議会では近くこれを取りまとめ、また環境庁では自然公園入園料について尾瀬、上高地、大雪山などをモデルにして、その可能性を検討するため実態調査をおこなう予定である、ときている。

また、国土庁では「新全総」の総点検の過程で、公書におけるPPP(汚染者負担の原則)と同じように、自然環境保全についても開発者負担、利用者負担が必要であると提言している。

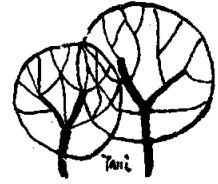


自家用車乗入れ禁止場所の公共トラムカー  
(自家用車からこの車に乗りかえて探勝する)  
—セウイア国立公園—

以上のように「自然公園の入園料」は広範な検討課題の一つとして浮かびあがったものである。アメリカの国立公園で入園料制度がとられているからといって社会的条件がまったくちがう日本の国立公園に、そのまま移入できるものでないことは当然である。アメリカの国立公園の土地は国立公園目的のための国有地であるが、日本の国立公園では土地が国有地の場合であっても大部分は環境庁所管地ではなく、民有地も多く、かつ林業などの産業行為もおこなわれている。また、国立公園内には地元生活者もあり、国立公園利用目的以外の通過者も多い。入園料徴収の可能性のある部分は局限されており、そのために地域的不均衡も生ずる。直接徴収か間接徴収（たとえば宿泊料に加算）か、協力要請かという問題も残る。さらに、入園料をとるならその前に国立公園らしい施設整備や、レンジャーの利用者指導などのサービスをとおこなうべきだ、という意見や、利用者負担より営業者負担の制度化のほうが先決である、との意見もある。

いずれにしても、日本の実情では自然公園の入園料問題には困難な条件が山積している。その中で、この問題が国民的コンセンサスを得られるかどうか、一つの大きな鍵となろう。

(北海道生活環境部自然保護課)



## 環境アセスメント

について

石田昭夫

はじめに

私は、さけ・ますふ化場の環境研究室での仕事、日本生態学会の環境問題専門委員、日本科学者会議の仕事などを通して環境アセスメント問題とかわかってきたので、今回は私の経験から感じたことをかいつまんでお話ししたい。

まず、北海道が「環境アセスメント」として先進的なものだと称している「苦東環境アセスメント」を例に話してみます。

私は昨年春の生態学会全国大会で、苦東環境アセスメントのことを話してほしいといわれたので、道庁の大規模工業開発事務局とかいうところにアセスメント資料を貰いにいったことがあります。係の人は大変親切だったけれど、依頼文書を出してほしいというので、何日かたってからもう一度出かけたところ、差上げたわけにはいかないの貸し出します。それも、最初でた第一回のアセスメントは不完全なので外に出せないの、第二次のものだけでご了承下さいということでした。これを客観的に表現すれば、アセスメントの一部を外部に貸し出すの

に局長の承認を必要としたということでありました。

関連しますが、昭和四十九年に北海道がだした「自然環境調査報告書」というのを見たいと思ひ、道に勤務している友人に入手してくれるよう頼んだことがあります。その友人は、自分のところの図書室を探してもないので、いろいろ調べて、それが先ほどの大規模工業開発事務局で出したものだというところをつきとめて、そこに電話をしたら、何に使うのかとか、あなたは誰なのかとか、えらくうさんくさそうに應對されたので、その友人はいやになって電話を切ってしまったそうです。

これは私達がそう感じるだけで、元来お役所というところは、一般民衆に対してはそういう風にするのが当然なのかも知れませんが、やはりアセスメントなり、それに関連する資料が、道民の前に公開されていないということの一端を示した事実だと思ひます。

本来なら、こういうものは道のほうから私達に積極的に、こういうことがわかっていたから見て意見をだして下さいという形でPRすべきものだと思いますが、そ

ういうことはさらさらありません。このことからして、今後、アセスメントに限らず、一切の資料は積極的な公開が保証されることが大変大切だということが指摘されます。

### 苦東アセスメントの欺瞞性

さて、苦東環境アセスメントですが、これは私にとっては大変理解のしにくいものでありました。私達は自然科学をやっているのですが、日頃その方面の論文を読んでいるのですが、それらは皆一定の順序、形式というものをふまえて書かれていて、順番に読んでいけば、いつてことこの正否を含めて、誰にでもちゃんと理解できるものであります。

環境アセスメントも、その性格からして自然科学の論文と同じ形式をとるのが当然のように考えられます。ところが、これはそうではありません。本文と資料篇の二つに分かれています。本文と資料篇と、公害の発生などが起こらないよう、こうします、ああしますといった努力目標みたいな数字の入った作文が並んでいます。

私が理解しにくいといったことの一つは、この本文と資料篇の間になんかの脈絡もなく、基礎になった資料からどうして本文にいつているようなことができてきたのか、一向にわからないからであります。そうして、こういう文章に限って、文章のあやの中に逃げ道や落とし穴が隠されているのが普通であります。環境アセスメントは、普通の市民の理

解力で納得ができるだけの筋道をふんだ客観的な資料に基づいた各論と、総論が示される必要があります。

ここで苦東環境アセスメントの資料篇について、ちょっとふれておきます。資料篇というのは苦東地域の植生図とか動物の種類のほか、専門の分野に関係する部分なら、すぐその内容の適否を判断できるものであります。

昨年十一月二十九日の道新夕刊に、苦小牧演習林の石城謙夫さんが七二ページの立派な活版で、今度こそ決定版というふれこみで出された第四次アセスメントが見かけだけは立派でも、地域の生態系全体に対する配慮に全く欠けているだけでなく、資料篇に示された鳥や魚の種類相でも、専門家によるきちんとした調査とはいってもない指摘していただきます。

私も自分が専門としている、淡水の甲殻類プランクトンの部分だけはコピーをとってもらって、みてみましたが、それはまことにひどいもので、資料などといったものではありません。私が休みの日を一日さいて、ウトナイ湖にでかけて調べた結果のほうがはるかに充実しています、その際、日本では雨竜湿原からだけ報告されている珍しいミジノコの種類の *Euryceaus glacialis* も発見されました。

資料篇というのは、それがもたなくなっているいろいろな推論がなされる大事なものであるから、それぞれの専門の人達に充分手問ひまかけて調べてもらった質の高い内

容のものでなければなりません。そういうことをやる専門家が少ないという声もあります、それは嘘でして、大学院生と、OD(オーバードクター)の中に人材がごろごろしています。そういう人達にきちんとした職場と待遇を与えれば、かなり解決してしまいう問題であります。

### アセスメントの本質

さて、苦東アセスメントの本文ですがそれには本質的な特徴がみられます。それは、環境問題にはこういう風に対処するから問題はありませんよと問題がないということばかり主張している点であります。これはおかしいと思います。何か物事をおこなえば必ずメリット、デメリットが伴います。デメリットが伴わないものなど、メリットのほうも大したことがないにきまっています。

本来のアセスメントはえられるメリット、デメリットを的確に予測して、双方の問題点を関係する地域の住民に提示されるべきものだと思えます。

苦東アセスメントが、問題がないのだという風にして公害が起こらないようにするのだという基本姿勢に終始しているのは、大規模工業基地計画推進を變更の余地のない前提として、それを合理化するための手段にアセスメントが使われていることから生じているといつてよいと思えます。

そういう苦東環境アセスメントの性格から当然でくることですが、そこにもられた大気汚染物質の許容総排出量は、

東京や大阪など既汚染地域で当面そこまで濃度を下げたいという意味で設定されている濃度になるまで、もつとも効率よくよす限度の量として、数字あわせの操作も伴って算出されています。このことはいろいろな新聞で書かれていることなので、皆さんよくご存知のことであろうと思えます。このことと、表裏一体になつていくことですが、アセスメントを免罪符にするということも、新聞がよく指摘していることでもあります。

アセスメントの結果、問題がなかったからということに着工されることが一般化すれば、アセスメントすれば着工してもいいのだということに物事が短絡してアセスメントが免罪符の役割を果たすことになる危険性は充分あります。

アセスメントをするには多少お金がかかるでも、それですめば安いものだ。しかも、アセスメントの仕事自体も結構もうけになるビジネスだ、ということ。公共事業の場合など、たくさんのコンサルタンツ会社がそれに群がることは充分考えられます。

民間企業が開発する場合のアセスメントはコストを値切るから、誰がやっても企業の気に入るような作文を作ってやればいいのだ、なんてことも起こりかねません。そのような一片のアセスメントの可否だけで開発行為の可否がきめられてしまうのは、たとえアセスメントが良心的で立派なものであったとしても問題であります。

昨年の生態学会の環境問題専門委員会

### 総会のご案内

日時 五月八日(土)午後二時~四時  
場所 札幌・日本生命ビル(北三条西四丁目)九階ホール

#### 議題

- 一、昭和五十年年度事業報告ならびに収支決算報告
- 二、昭和五十一年度事業案審議ならびに収支予算案審議
- 三、その他

総会に引きつづき午後四時半から六時まで、キタキツネの研究者として知られている竹田津 実氏をお招きして、「オホーツクの自然とキタキツネ」と題する映画と講演を企画しています。映画は竹田津さん自ら十六ミリフィルムに収めたもので、特に今回の講演のために編集してくださるもので、もちろん未公開のフィルムです。

また講演終了後、竹田津さんを囲んでの懇親会を予定しています(会費は千円くらいになる見込み。出席を希望される方は、当日受付にてその旨お申し出ください)

当日会場で入会申し込み、会費払い込みの受付と、会誌をはじめ自然保護関係資料、書籍の販売もおこないますので、ご利用ください。

の席上で、委員長自らが、一つ生態学会として政府に環境アセスメントの法制化を要望する文書を出そうではないか、という提案がありました。でも、この提案は「先生それはあぶない、もっと慎重に対処しましょう」ということで、すぐ廃案になりました。結局、現状においてはアセスメント制度がもたらす功罪のどちらが大きいかわからず（評価）できかねるというのが、委員の人達の見解でありました。

もちろん、このことは環境アセスメントそのものを否定しているのでは毛頭ありません。本当の住民の立場に立ったアセスメントは、私達が将来の選択を誤まらないための、必要欠くべからざるものであります。しかし、ここで申したいのは、そのようなアセスメントでもそれは開発の是非をきめる必要条件の一つであって、充分な条件ではないということでもあります。

いい忘れましたが、苦東アセスメントについては、アセスメント調査が終了せず、最終版が世に出る以前、もちろんそれに対する住民の同意を得る以前に苦東計画は港湾審議会を通り、着工が始まってしまったということは、苦東計画のもつ非民主的な、大資本の利益に徹底的に追随している本質の現われであるかと思えます。

### アセスメントのとるべき方向

さて、ここでアセスメントのあるべき姿ということが問題にならうかと思いま

す。これは、現在なみで環境アセスメント条例が審議されていることから、私達の考えを早急にまとめる必要があらうかと思えます。

新聞でも指摘されているように、アセスメントに何を含ませるべきかで議論があります。条例案の作製で、道の理事者側がどのような態度をとっているかわかりませんが、これまでの道の姿勢が基本的に開発志向型で、三期計画の見直しなどといってもそれは変わらないとみてよいと思えます。そういう姿勢からは、環境アセスメントを狭い要素に限定しようという傾向が、必ず出てくると思われれます。

一方、環境という概念は、民体に対する環境という関係で規定される大変相対的な概念でありまして、入れようとするとなんでもつながらているものを入れることができてしまうものであります。

ですから環境アセスメント、それも自然科学的な意味でのそれに限定した場合の環境という概念に、大体のコンセンサスを作っておいたほうが、いいと思えます。そういう意味で環境問題をとり上げた場合、それは次のように要約されるかと思えます。

すなわち、人間がおこなう生産と消費の諸過程により、それがおこなわれる場である自然の構造と機能に生じる、人間にとつて不都合、好都合な状態の変化にかかわるものといえましよう。

さらに環境問題は、人間にとつての必要性という見地から、三つに分類することができると思えます。第一は人間に

とつて欠かせない、衣食住に必要な物資を生産する農林水産業などの、第一次産業の生産の場と過程をいかに維持するかという問題。第二は、人類の遺伝的形質に悪い影響を与えることなく、日々の生活を快適にすごせる、生活の場の確保の問題。第三は、人間の生活に潤いを与える美しい山野、魚釣りや水浴のできる川や、海などの自然の確保の問題であります。

これら三つの問題は、場合によって互いに矛盾対立することもあります。たとえば林業の施業や耕地、草地化と自然保護の間の矛盾は、一見こえがたい溝があるように思われます。しかし、生態学の研究が進むにしたがって、病気や害虫、害鳥獣を発生させないために必要な自然の多様性の保存とか、林木の遺伝子プールを保存するために必要な自然林の保存とか、第一の問題と第三の問題は将来統一させる部分も少なくないと思われれます。

それはさておき、環境アセスメントはいま述べた三つに区分された問題について、おこなおうとする開発行為がいかなるメリット、デメリットを招来するかということが、所定の要素について、正しく予測されたものでなくてはなりません。

工業開発の場合には、環境問題に関してのメリットはほとんどなくて、デメリットばかりでしょうが、選択は工業開発によって生じるメリット（これも経済面に限ってみてもメリットだけでなく、デメリットがあるのは当然ですが）と

の対比でなされるわけだから、心配することなしに、それを並べればいいわけですよ。

その際、開発によって今後永久に失うことになる美しい湿原や湖や川や森、そういうものはいかにおよびませんが、同じく農林漁業という私達の生活に一番基本的な必要物資を供給してくれる第一次産業に関して、失うものの評価を含ませることを忘れてはなりません。

苦東アセスメントでは、サケの大きな資源を作り出す可能性をひめたウトナイ湖と勇払川の価値について、一言もふれていません。勇払川は当初のアセスメントの計画では東港の防波堤の内側に流しこんで、本来なら別の方法できちんと水質規準値におさえなければならぬ港内の水を、きれいな勇払川の川水を流しこむことによつて維持しようとしてあるのだから、あきれてものがいいません。

それだけではありません。苦東を作る以上、水が必要ですが、取水を予定している沙流川や鶴川にのぼるシンヤモのことにもふれていなければ、港によつて完全に駄目になる港湾区域の沿岸漁場（漁場というの、魚をとる場所だけをいうのではありません。魚が生まれ育つところをも意味します）のことも一言も書いてありません。

こういうことは、漁業補償としか関係ないことだからはずして、環境アセスメントは一般住民を説得させるものだからうるさい自然保護団体に対応して自然保護や、直接的に必ず住民から文句の

大気汚染物質のことさえ入れておけばよいという考えが、露骨にでているものといえましよう。

### まとめにかえて

さて、ここでもう一度、一次産業の問題まで環境アセスメントにふくめるのはおかしいのではないかと議論と、いやいや環境アセスメントにはもつと広い範囲の要素、たとえば社会環境と一般にいわれているものの中にも含まれるべきものがある、という試験がでてくると思えます。

これは、私は地域開発に対する住民参

### 「自然に親しむ会」のお知らせ

待ち望んだ青葉の季節は、もうすぐそこまで来ています。今年も五月からさっそく「自然に親しむ会」を次の要領で開催することになりました。好評に気をよくしてはほぼ毎月開きます。会員外の方でもかまいませんので、お誘いあわせのうえご参加ください。

前号の会報でお知らせしましたとおり、郵便料金と事務の軽減をはかるため、従来出していた案内は割愛せざるをえませんので、会誌・会報などのお知らせをお見逃しないうちにご注意ください。また、秋以降に実施したい企画などを事務局までどうぞ。なお、八月以降の催しについては次の会報に掲載します。

加の問題と大きくかわわっているものと考えます。本来、地域開発は地域住民の生活、福祉のためになされるべきものであります。それであれば、アセスメントは地域住民の生活にかかわるすべての面、これからの人口がどうなる、勤め口が増えるか、学校はどうなる、ピクニックにいく場所がなくならないか、静かな生活がこわされないか、等々、自分達の将来にかかわることすべてが関心の対象になるはずで。

しかし、現実の問題としては、「皆さんのご迷惑にはなると思いますが、そこまで迷惑にならないよう、このようにアセスメントでインチャキができないよう積極的な資料の公開の原則と、住民の立場からのチェック、クレームづけを保証すること。

#### ●第八回・五月二十三日(日)

「オカ、バルシ川の源頭をさかのぼる」

(藤野自然に親しむ会主催)  
午前九時、定鉄バス「藤野沢」バス停に集合(札幌駅前発八時八分十七分の「定山溪」行バスに乗ると便利)。ハイキングの服装を。虫が出る季節なので長袖、長ズボンで。昼食は各自持参のこと。雨天の場合は、五月三十日(日)に延期(集合場所、時間などは同じ)。参加料二百円。

●第九回・六月十二日(土)、十三日(日)  
「山部の東大付属演習林の自然を尋ねて」  
根室本室富良野駅下車、旭川電軌バ

#### ●第十回・七月十一日(日)

「羊ヶ丘丘陵の鳥と植物」  
午前九時、中央バス「月寒ターミナル」に集合(乗り場は札幌・東急デパート南側)。ハイキングの服装で昼食持参のこと。雨天中止。

(自然保護教育専門委員会)

(一)その場合の、住民の範囲を充分広くとること。苦東問題などは札幌にすむ人間などでも、充分口を出す権利があるだけの広い範囲に影響する問題であるから。また、アセスメントの義務づけの範囲を広くとっておくこと。北海道の自然に大きな変化を与えている草地造成など開発局がやっている大きな事業などはよくチェックされるけれど、面積からいってずつと広い民営・団体営のものが相当ひどいことをやっけても野放しというのも問題だし、こと環境問題に関しては一罰百戒方式は意味がない、全面的かつ総合的な対策が必要だと思えます。

(二)条例などができる、その条例さえ守ればという逆の論理がでてくることは先にもいったとおりなので、環境アセスメント条例ができたなら、条例でふれてないことについて、いま以上に神経をとがらせてチェックするようにすることが重要かと思えます。

いづれにしましても、重要なのは私達の生活は、条例が守ってくれるのではない、地域の将来は私達住民が民主的な討議をへて決定するのだ、という社会風土を作る努力をすることかと思えます。

(水産庁さけ・ますふ化場)

#### ●「自然保護講座(第一期)開講のお知らせ

かねてより計画が練られておりましたが自然保護講座が、ようやく開講の運びとなりました。第一期は、自然保護に

係わる諸問題を通覧することに主眼をおいています。そして二期以降はより具体的なテーマをとり上げ、一学期の内容に肉づけをすることをねらっています。奮ってご参加ください。

自然保護講座(第一期)実施要項  
場所 北海道新聞社(札幌市中央区大通り西三丁目)小会議室

日時 六月二十六日から七月十七日まで  
の毎土曜日、午後二時から四時まで。  
講義内容

六月二十六日「自然その保護について」  
八木健三(北大理学部教授、本協会副会長、鉱物学専攻)

七月三日「北海道の動物とその保護」  
石城謙吉(北大農学部助教授、本協会理事、動物生態学専攻)

七月十日「北海道の植物とその保護」  
辻井達一(北大農学部助教授、本協会常任理事、植物生態学専攻)

七月十七日「自然保護に関する法令について」  
佐三(北海道生活環境部自然保護課、課長補佐)

定員 先着順で三十名(会員外でもかまわない)

応募方法 五月二十日までにハガキ直接  
協会に申しこむ。住所、氏名、年令、  
職業を明記のこと。

受講料 無料  
その他 四回通しての受講を原則とする  
が、通しての受講が無理な場合は、申  
しこみと同時にその旨を明記する。第  
二期以降は「生物指標」「環境アセ  
スメント」「水質調査」などを予定し

ていまして、できれば野外での実習な  
ども平行して実施したいと考えていま  
すので、ご意見、ご希望などがありま  
したらお寄せください。

(自然保護運動運営委員会)

●入山料と環境アセスメント問題  
—全道自然保護シンポの報告—  
会報第二十一号でお知らせしたとおり  
三月六日、七日の両日、第三回北海道自  
然保護シンポジウムが、札幌のクリスチ  
ヤンセンターで開催された。このシンポ  
は、北海道自然保護団体連合(道内の十  
八団体で構成)に加盟する団体が一堂に  
会し、当面する自然保護の諸問題につ  
いて討議、交流を深めようという主旨で開  
かれたものである。

今回は各団体の特別報告などに加え、  
全体討論学習会が設定されたことが大き  
な特長になっている。たまたまこの学習  
会で講師を務めた三人のうち二人が本協  
会の会員であること、時宜をえた内容  
であるという二つの理由から、団体連合  
の諒解をとりつけてその全容を取録する  
ことにした。また会員ではないが石田昭  
夫氏の話題提供は示唆に富んでおり、同  
氏の許可をえて掲載することになった。

「入山料」「環境アセスメント」問題  
は、ともに今後さらに検討が加えられる  
必要があるのもちろんであるが、今回  
の三つの報告が、問題点の整理と理解に  
少しでも役に立てば幸いである。

(編集委員会)

●全国自然保護連合大会のお知らせ  
全国各地の自然保護団体が一堂に会し

て当面する諸問題について討議を深める  
とともに、交流を深める場でもある全国  
大会が三カ月後に迫りました。会誌第十  
四号で概要をお知らせしてありますが、  
再度掲載して会員諸氏の便に供したいと  
思います。

なお、日程などが最終決定した段階  
で、内容を詳細にお知らせする予定でお  
ります。

—期日—  
八月七日(土)、八日(日)の二日間。

なお、大会前夜の六日(金)に前夜祭が  
開かれるほか、道内各地で巡検が実施さ  
れることになっている。

—場所—  
主会場は北海道理美容センター(札幌  
市中央区南一条西二十丁目)

—日程—  
○大会前夜祭 八月六日(金)  
理事会、大会前夜祭(広く市民を対象  
にした行事を予定)

○大会第一日 八月七日(土)  
午前九時~十二時 全国自然保護連合  
総会

午後〇時~一時 昼食  
午後一時~三時 現地報告  
午後三時~六時 分科会

分科会テーマ

- ① 農林業と自然保護
- ② 観光開発と自然保護
- ③ 工業開発と自然保護
- ④ 水の問題と自然保護
- ⑤ 都市開発と自然保護
- ⑥ 自然保護思想の普及・教育

午後六時~七時 夕食  
午後七時~自由参加の討論会  
討論会テーマ

① 北海道の問題を考える  
② 自然保護運動の進め方や組織のあ  
り方  
を考える。

○大会第二日 八月八日(日)  
早朝 探鳥会  
午前九時~十二時 分科会(続き)

午後〇時~一時 昼食  
午後一時~二時 全体会  
午後二時~四時三十分 シンポジウム  
および閉会集會

—巡検—  
大会前日までに北海道自然保護団体連  
合に加盟している団体が道内各地で実施  
する行事で、次の五コースが予定されて  
いる。

- ① 知床コース
- ② 大雪山コース
- ③ 釧路湿原コース
- ④ 南北海道コース(大沼、駒ヶ岳)
- ⑤ 札幌近郊コース(苦小牧、恵庭)

昭和五十一年五月一日発行  
札幌市中央区北二条西八丁目  
北海道大学植物園内  
発行所 北海道自然保護協会  
電話(三三)〇〇六六番  
振替口座小樽四〇五五番  
発行人 石川俊夫  
印刷 札幌印刷株式会社